

名古屋市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第22号

名古屋市会計規則の一部を改正する規則

名古屋市会計規則（昭和39年名古屋市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 第 1 項中「会計室会計課長」を「会計室次長」に改める。

第74条第 1 項第25号から第28号までを次のように改める。

(25)から(28)まで 削除

第74条第 1 項第32号を次のように改める。

(32) 口座振替の方法による支払が困難な場合の給付金その他これに類する  
経費

第74条第 1 項第33号及び第34号を削る。

第75条第 2 項を次のように改める。

- 2 前項の職員に事故があるときは、当該課又は公所（課を置く公所を除く。第79条第 1 項において同じ。）における経理に関する事務を担当する課長補佐（これに相当する職にある者を含む。）がその事務を行うものとする。

第75条に次の2項を加える。

- 3 前2項の職員以外の者に資金を前渡する必要があるときは、市長は資金前渡を受けることのできる職員を指定するものとする。
- 4 前2項の場合においては、市長は速やかにその旨を市会計管理者に報告しなければならない。

第79条第1項中「(課を置く公所を除く。)」を削る。

第88条第2項中「又は第66号様式」を削る。

第109条第1項中「本市の区域外」を「外国」に改める。

第156条中「第243条の2の8第1項前段」を「第243条の2の9第1項前段」に改める。

第162条の前の見出しを削り、同条から第164条までを次のように改める。

第162条から第164条まで 削除

第165条の前の見出しとして「(収入手続の例外)」を付する。

第66号様式及び第67号様式を次のように改める。

第66号様式及び第67号様式 削除

第79号様式を次のように改める。

第79号様式 (第119条、第120条)  
(第1片)  
保証金納付書

保管証 番号第号						通知第号
金額						
ただし、						
有価証券						
額面						
種類	記 番号	総額面	附属 利札	枚数	利札総額	
上記の証券を納付します。 納付者 住所 氏名						
(納付場所) 名古屋市 (区) 会計管理者						
所属			会計室 ( ) 記帳 年 月 日			

注 各片をその番号順に重ねるものとする。

(第2片)  
保証金納付済通知書

保管証 番号第号						通知第号
金額						
ただし、						
有価証券						
額面						
種類	記 番号	総額面	附属 利札	枚数	利札総額	
納付者 住所 氏名						
上記の証券を保管済  名古屋市 (区) 会計管理者						
所属			会計室 ( ) 記帳 年 月 日			

(第3片)  
保証金保管証書

保管証 番号第号						通知第号
金額						
ただし、						
有価証券						
額面						
種類	記 番号	総額面	附属 利札	枚数	利札総額	
納付者 住所 氏名						
上記の証券を保管しました。 年 月 日 名古屋市 (区) 会計管理者 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span>						
上記の証券を領収しました。 年 月 日 住所 氏名 (宛先) 名古屋市 (区) 会計管理者						
所属						

備考 1 この証書は質入れ又は譲渡はできません。  
2 保証金の還付は、この証書と引換えになりますから保存してください。

(1片の大きさは、日本産業規格 A4)

## 附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 156 条の改正規定は、同年 9 月 24 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市会計規則第 74 条及び第 162 条の規定は、令和 8 年度に係る会計手続から適用し、令和 7 年度に係る会計手続については、なお従前の例による。